

民間施設における受動喫煙防止対策実施状況調査結果

1 調査の目的

民間施設における受動喫煙防止対策の実施状況を把握し、平成26年12月に策定した「宮城県受動喫煙防止ガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策を推進する上での基礎資料とするもの。

2 実施主体 宮城県

3 調査の対象

宮城県内に所在する事業所(92,769事業所)の事業所母集団データベース中から、産業大分類別に無作為抽出した2,000事業所。

4 調査項目

- ①施設区分
- ②施設の形態
- ③受動喫煙防止対策の方法
- ④受動喫煙防止対策を実施していない主な理由及び今後の受動喫煙防止対策の取組の方向性

5 調査期間及び基準年月日

- (1) 調査期間 平成27年4月17日から平成27年5月1日まで
- (2) 調査基準年月日 平成27年4月1日

6 調査方法

郵送で調査票を送付し、ファクシミリにより回収。

7 回収状況

2,000事業所に送付し、528事業所より回答を得た。回収率26.4%。
産業大分類別の回収状況については下記のとおり。

事業区分(産業大分類別)	送付数	回答数	回収率
農林漁業(個人経営除く)	12	5	41.7
興業, 採石業, 砂利採取業	1	1	100.0
建設業	220	50	22.7
製造業	108	42	38.9
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	0.0
情報通信業	24	5	20.8
運輸業, 郵便業	59	14	23.7
卸売業, 小売業	561	139	24.8
金融業, 保険業	36	19	52.8
不動産業, 物品賃貸業	145	27	18.6
学術研究, 専門・技術サービス業	80	22	27.5
宿泊業, 飲食サービス業	230	38	16.5
生活関連サービス業, 娯楽業	184	33	17.9
教育, 学習支援業	61	21	34.4
医療, 福祉	131	63	48.1
複合サービス業	13	6	46.2
サービス業(他に分類されないもの)	134	43	32.1
合計	2,000	528	26.4

調査結果

I 施設・店舗の状況

1 事業区分

○回答のあった施設・店舗の事業区分は、事業所（事務所）が最も多く43.4%、次いで商店の11.6%であった。

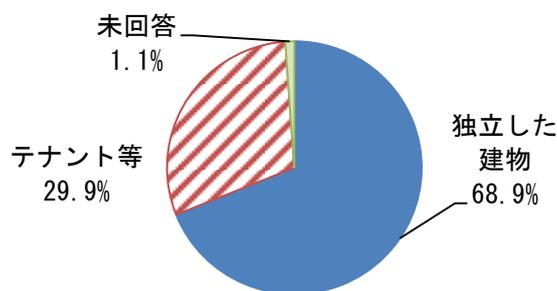
事業区分	事業所数	割合(%)
教育機関	14	2.7
社会福祉施設(児童福祉施設を除く)	17	3.2
病院・診療所	39	7.4
展示場	5	0.9
遊技場・娯楽施設	4	0.8
商店	61	11.6
飲食店	27	5.1
宿泊施設(ホテル・旅館)	4	0.8
金融機関	16	3.0
事業所(事務所)	229	43.4
駅・ターミナル	1	0.2
その他	110	20.8
無回答	1	0.2
合計	528	100.0

2 建物の形態

○施設・店舗が独立した建物と回答した事業所は364か所(68.9%)、ビルなどの一部を使用している(テナント等)と回答した事業所は158か所(29.9%)であった。

事業区分(産業大分類別)	独立した建物		テナント等		未回答		総数
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	
農林漁業(個人経営除く)	4	80.0	1	20.0	0	0.0	5
興業, 採石業, 砂利採取業	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1
建設業	40	80.0	10	20.0	0	0.0	50
製造業	36	85.7	6	14.3	0	0.0	42
電気・ガス・熱供給・水道業	0	-	0	-	0	-	0
情報通信業	0	0.0	5	100.0	0	0.0	5
運輸業, 郵便業	9	64.3	5	35.7	0	0.0	14
卸売業, 小売業	94	67.6	42	30.2	3	2.2	139
金融業, 保険業	13	68.4	6	31.6	0	0.0	19
不動産業, 物品賃貸業	17	63.0	10	37.0	0	0.0	27
学術研究, 専門・技術サービス業	9	40.9	12	54.5	1	4.5	22
宿泊業, 飲食サービス業	26	68.4	12	31.6	0	0.0	38
生活関連サービス業, 娯楽業	24	72.7	7	21.2	2	6.1	33
教育, 学習支援業	11	52.4	10	47.6	0	0.0	21
医療, 福祉	47	74.6	16	25.4	0	0.0	63
複合サービス業	3	50.0	3	50.0	0	0.0	6
サービス業(他に分類されないもの)	30	69.8	13	30.2	0	0.0	43
合計	364	68.9	158	29.9	6	1.1	528

図1 建物の形態



II 施設・店舗の受動喫煙防止対策

1 現在実施している受動喫煙防止対策の方法

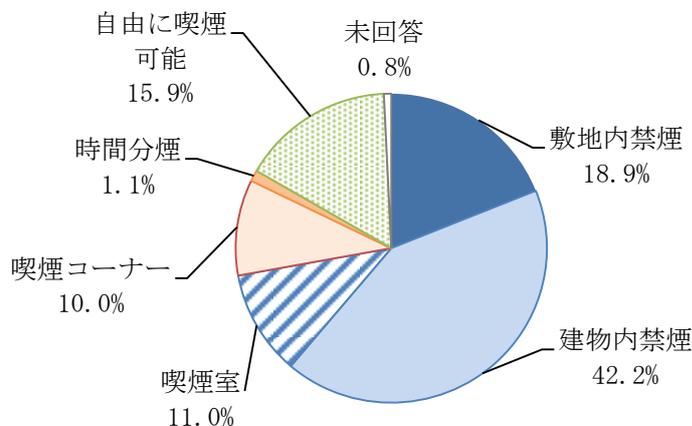
○全体では、敷地内禁煙と回答した事業所は18.9%、建物内禁煙と回答した事業所は42.2%で合わせて61.2%の事業所が禁煙となっている。また、建物内に遮蔽された喫煙室を設置している事業所は11.0%であり、禁煙の事業所と合わせて72.2%が何らかの受動喫煙防止対策をとっていると考えられる。

○一方、自由に喫煙できる事業所は15.9%であった。

○業種別では、「宿泊業、飲食サービス業」で、禁煙の割合が28.9%で最も低く、次いで、「農林漁業（個人経営除く）」及び「建設業」が40.0%となっている。

事業区分(産業大分類別)	禁煙						分煙						自由に喫煙可能		未回答		総数
	敷地内禁煙		建物内禁煙		小計		喫煙室		喫煙コーナー		時間分煙		事業所数	割合	事業所数	割合	
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合					
農林漁業(個人経営除く)		0.0	2	40.0	2	40.0	1	20.0	1	20.0		0.0	1	20.0		0.0	5
鉱業、採石業、砂利採取業		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	1	100.0		0.0	1
建設業	6	12.0	14	28.0	20	40.0	4	8.0	8	16.0	3	6.0	14	28.0	1	2.0	50
製造業	11	26.2	19	45.2	30	71.4	1	2.4	3	7.1	0	0.0	8	19.0		0.0	42
電気・ガス・熱供給・水道業	0	-	0	-		0.0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
情報通信業		0.0	5	100.0	5	100.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	5
運輸業、郵便業	0	0.0	8	57.1	8	57.1	3	21.4	1	7.1	0	0.0	2	14.3		0.0	14
卸売業、小売業	21	15.1	51	36.7	72	51.8	25	18.0	16	11.5	0	0.0	23	16.5	3	2.2	139
金融業、保険業	6	31.6	10	52.6	16	84.2	3	15.8		0.0		0.0		0.0		0.0	19
不動産業、物品賃貸業	7	25.9	12	44.4	19	70.4	2	7.4	2	7.4		0.0	4	14.8		0.0	27
学術研究、専門・技術サービス業	5	22.7	14	63.6	19	86.4	0	0.0	3	13.6		0.0		0.0		0.0	22
宿泊業、飲食サービス業	6	15.8	5	13.2	11	28.9	5	13.2	4	10.5	2	5.3	16	42.1		0.0	38
生活関連サービス業、娯楽業	1	3.0	14	42.4	15	45.5	3	9.1	5	15.2	1	3.0	9	27.3		0.0	33
教育、学習支援業	10	47.6	8	38.1	18	85.7	1	4.8	2	9.5		0.0		0.0		0.0	21
医療、福祉	20	31.7	35	55.6	55	87.3	4	6.3	4	6.3		0.0		0.0		0.0	63
複合サービス業	1	16.7	5	83.3	6	100.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	6
サービス業(他に分類されないもの)	6	14.0	21	48.8	27	62.8	6	14.0	4	9.3		0.0	6	14.0		0.0	43
合計	100	18.9	223	42.2	323	61.2	58	11.0	53	10.0	6	1.1	84	15.9	4	0.8	528

図2 受動喫煙防止対策の状況



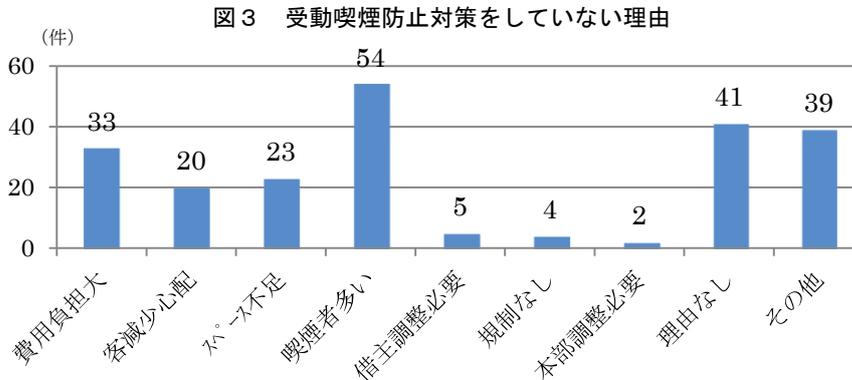
2 (1) 受動喫煙防止対策を実施していない理由

○敷地内・建物内禁煙及び遮蔽された喫煙室設以外を選択した143事業所について、受動喫煙防止対策を実施していない主な理由を複数回答で尋ねたところ、最も多いのは「喫煙者の利用が多いから」で54事業所、次いで「改善に費用がかかるから」が33事業所となっている。

(※敷地内・建物内禁煙及び遮蔽された喫煙室設置以外を選択した事業所を「受動喫煙防止対策を実施していない」とした。)

(複数回答)

事業区分(産業大分類別)	費用負担大	客減少心配	スペース不足	喫煙者多い	借主調整必要	規制なし	本部調整必要	理由なし	その他	総数
農林漁業(個人経営除く)								1	1	2
鉱業,採石業,砂利採取業				1				1		2
建設業	5		2	10	2	1		12	4	36
製造業	2		1	6				4	4	17
電気・ガス・熱供給・水道業										0
情報通信業										0
運輸業,郵便業	1		1	1		1			2	6
卸売業,小売業	5	5	7	7				13	15	52
金融業,保険業										0
不動産業,物品賃貸業	1		1	1	1	1		4		9
学術研究,専門・技術サービス業	1	1			1				1	4
宿泊業,飲食サービス業	11	11	7	15		1	2	1	4	52
生活関連サービス業,娯楽業	3	3	3	6				1	6	22
教育,学習支援業				1					1	2
医療,福祉	2			1					1	4
複合サービス業										0
サービス業(他に分類されないもの)	2		1	5	1			4		13
合計	33	20	23	54	5	4	2	41	39	221



* 「その他」の理由

- ・喫煙者がいない,または少ないから (12件)
- ・タバコを吸うお客様がいない,または少ないから (4件)
- ・お客様だけが喫煙しており、従業員は禁煙 (3件)
- ・たばこ販売店だから (3件)

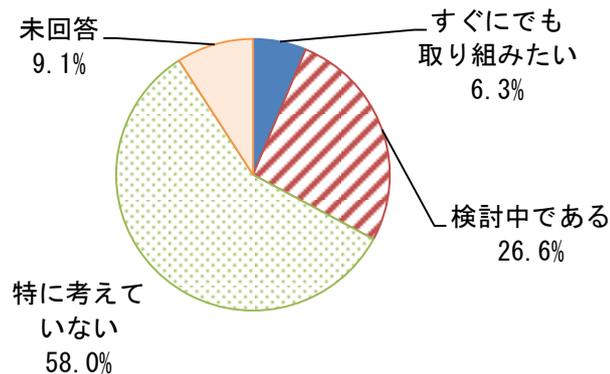
(2) 受動喫煙防止対策を実施していない施設・店舗における今後の取組の方向性

【今後の受動喫煙防止対策の取組の方向性①】

- 受動喫煙防止対策を実施していない事業所では、今後も受動喫煙対策に取り組むことを「特に考えていない」と回答したところが83事業所(58.0%)と最も多くなっている。また、業種別で見ると、「卸売業、小売業」が25事業所、「建設業」が14事業所、「宿泊業、飲食サービス業」が10事業所となっている。
- 一方、「すぐにでも取り組みたい」と回答したのは9事業所(6.3%)となっている。

事業区分(産業大分類別)	すぐ取り組みたい	検討中	考えてない	未回答	総数
農林漁業(個人経営除く)		1	1		2
鉱業、採石業、砂利採取業		1			1
建設業	3	7	14	1	25
製造業		3	6	2	11
電気・ガス・熱供給・水道業					0
情報通信業					0
運輸業、郵便業		1	2		3
卸売業、小売業	4	7	25	3	39
金融業、保険業					0
不動産業、物品賃貸業			6		6
学術研究、専門・技術サービス業		2	1		3
宿泊業、飲食サービス業	2	7	10	3	22
生活関連サービス業、娯楽業		4	8	3	15
教育、学習支援業		1		1	2
医療、福祉		3	1		4
複合サービス業					0
サービス業(他に分類されないもの)		1	9		10
合計	9 (6.3%)	38 (26.6%)	83 (58.0%)	13 (9.1%)	143 (100.0%)

図4 今後の受動喫煙防止対策の取組の方向性

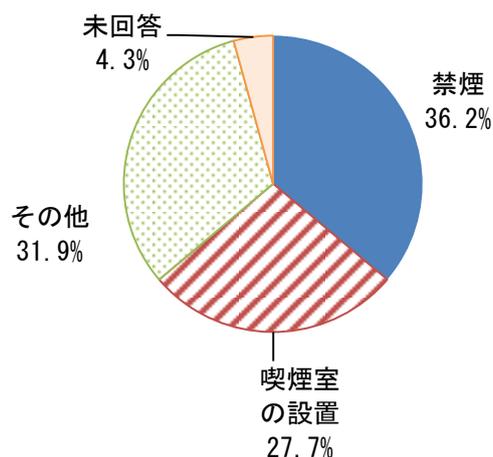


【今後の受動喫煙防止対策の取組の方向性②】

- 受動喫煙対策を実施していない事業所のうち「すぐにでも取り組みたい」「検討中」と回答した47事業所において、今後取り組みたい受動喫煙防止対策としては、「禁煙」が17事業所（36.2%）喫煙室の設置が13事業所となっている。
- 業種別でみると、「禁煙」と回答したところは、「卸売業、小売業」が5事業所、「建設業」が5事業所、「宿泊業、飲食サービス業」が3事業所となっている。

事業区分(産業大分類)	すぐ取り組みたい				検討中				計					
	禁煙	喫煙室	その他	計	禁煙	喫煙室	その他	未回答	計	禁煙	喫煙室	その他	未回答	計
農林漁業(個人経営除く)						1			1	0	0	0	0	1
鉱業、採石業、砂利採取業							1		1	0	0	1	0	1
建設業	2		1	3	3	3	1		7	5	3	2	0	10
製造業					1	1	1		3	1	1	1	0	3
電気・ガス・熱供給・水道業										0	0	0	0	0
情報通信業										0	0	0	0	0
運輸業、郵便業							1		1	0	0	1	0	1
卸売業、小売業	3		1	4	2	3	2		7	5	3	3	0	11
金融業、保険業										0	0	0	0	0
不動産業、物品賃貸業										0	0	0	0	0
学術研究、専門・技術サービス業					1		1		2	1	0	1	0	2
宿泊業、飲食サービス業	2			2	1	1	4	1	7	3	1	4	1	9
生活関連サービス業、娯楽業					1	2	1		4	1	2	1	0	4
教育、学習支援業							1		1	0	0	1	0	1
医療、福祉					1	1		1	3	1	1	0	1	3
複合サービス業										0	0	0	0	0
サービス業(他に分類されないもの)						1			1	0	1	0	0	1
合計	7 (77.8%)		2 (22.2%)	9 (100.0%)	10 (26.3%)	13 (34.2%)	13 (34.2%)	2 (5.3%)	38 (100.0%)	17 (36.2%)	13 (27.7%)	15 (31.9%)	2 (4.2%)	47 (100.0%)

図5 今後の取組内容

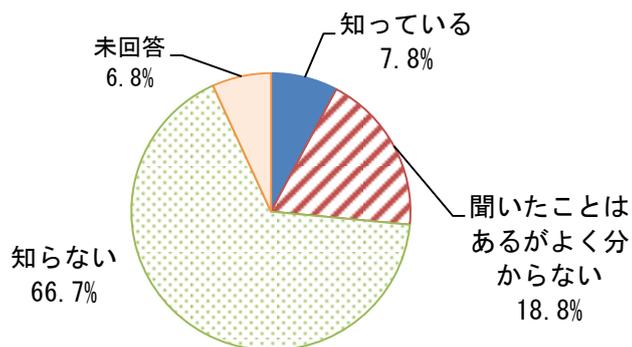


Ⅲ 厚生労働省が実施している「受動喫煙防止対策助成金」の認知度

○事業主が受動喫煙防止対策を行う際に、その費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」（厚生労働省で実施）の認知度について質問したところ、「知らない」と回答した事業所は66.7%であった。

事業区分(産業大分類別)	知っている	聞いたことはあるがよく分からない	知らない	未回答	総数
農林漁業(個人経営除く)		2	3		5
鉱業, 採石業, 砂利採取業				1	1
建設業	5	12	31	2	50
製造業	8	4	26	4	42
電気・ガス・熱供給・水道業					
情報通信業			5		5
運輸業, 郵便業	2	5	7		14
卸売業, 小売業	6	26	100	7	139
金融業, 保険業	4	5	7	3	19
不動産業, 物品賃貸業	1	5	20	1	27
学術研究, 専門・技術サービス業	2	2	16	2	22
宿泊業, 飲食サービス業	3	7	25	3	38
生活関連サービス業, 娯楽業	1	7	23	2	33
教育, 学習支援業	3	3	13	2	21
医療, 福祉	4	6	49	4	63
複合サービス業	1	2	3		6
サービス業(他に分類されないもの)	1	13	24	5	43
合計	41 (7.8%)	99 (18.8%)	352 (66.7%)	36 (6.8%)	528 (100.0%)

図6 「受動喫煙防止助成金」の認知度



* 「受動喫煙防止対策助成金」の内容については、下記ホームページをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

<参考>

敷地内禁煙

建物及び建物が存する敷地内すべてにおいて喫煙を禁止している状態です。

 敷地への出入口や敷地周辺の道路などでの喫煙について注意が必要です。



建物内禁煙

建物内の喫煙を禁止している状態です。

 屋外に喫煙所を設置する場合は、建物の出入口や窓からたばこの煙が流れ込まないように注意が必要です。

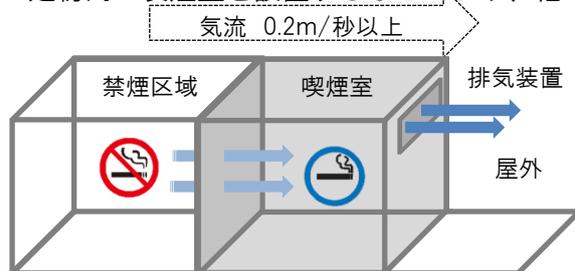
 屋外であっても人通りが多いところでは禁煙とすべきです。



分煙

●完全分煙

建物内に喫煙室を設置するなどにより、他の部屋に煙が流れない状態です。



喫煙室:時間平均浮遊粉じん濃度 0.15mg/m³以下、
一酸化炭素濃度 10ppm以下
禁煙区域:禁煙区域の粉じん濃度が喫煙によって増加しない

*人の出入りに伴い、煙が漏れ出てしまうことが指摘されています。

●その他の分煙

- ①排気装置のある喫煙コーナーを設置したり、フロアによって喫煙・禁煙を分ける方法です。
- ②時間帯によって喫煙と禁煙を分ける方法です。
- ③排気装置のない喫煙コーナーなどを設置する方法です。

*完全分煙に比べて受動喫煙防止効果は十分であるとは言えません。